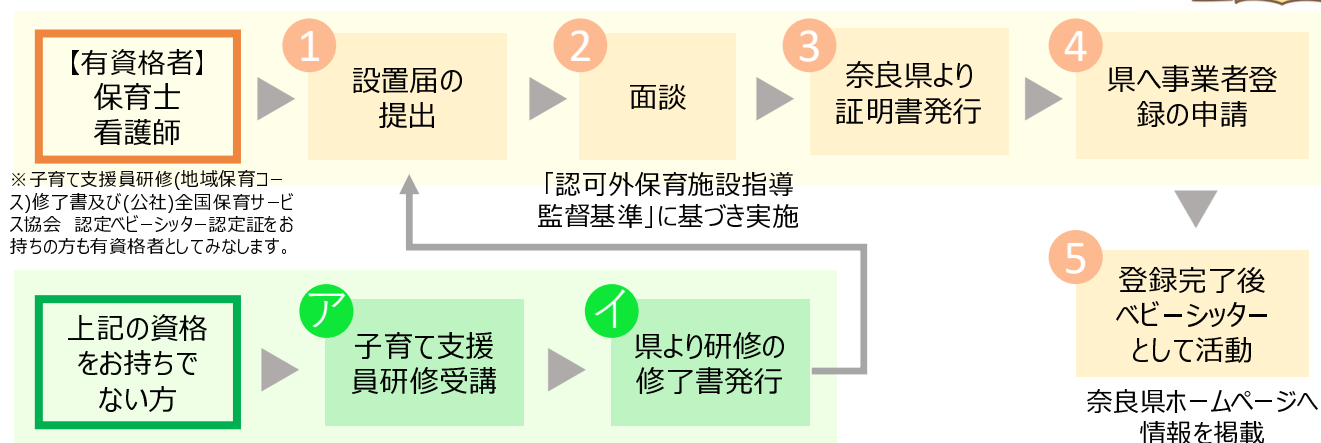


ベビーシッターの登録をお考えのみなさまへ



■ ベビーシッターとして働くには、児童福祉法により、「認可外保育施設の設置届」をお住まいの市町村へ提出する必要があります。（事業開始の日から1か月以内）また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。【根拠法令：児童福祉法第59条の2】

登録までの流れ



① 設置届の提出

※奈良市にお住まいの方は奈良市へ提出してください。(上記①～⑤までを奈良市で実施します。)

- ① 設置届(様式1) * 法人の場合は(様式1-2)、個人の場合は(様式1-3)
- ② 設置届別紙
- ③ 保育従事者のうち有資格者(保育士、看護師等)の資格証の写し
※有資格者以外の方は子育て支援員研修(地域保育コース)修了書及び(公社)全国保育サービス協会 認定ベビーシッター認定証
- ④ 利用児童に関する賠償、傷害保険契約書の写し
- ⑤ マatchingサイト等を利用する場合、サービス内容を提示していることがわかる書類等

② 面談

設置届の受理後、面談を実施します。(県を通じて市町村より連絡します。)
次ページの必要書類をご準備ください。【根拠法令：児童福祉法59条】

面談で確認する書類



- ①資格証の写し（保育士、看護師等）
- ②保育実績表(保育した子どもの月齢及び人数がわかる書類)
- ③利用乳幼児に関する書類等(氏名、生年月日、健康状態、保護者の連絡先)
- ④健康診断の結果
- ⑤午睡時確認チェック表
- ⑥保育日誌の写し
- ⑦利用者に対する契約書等
 - ☐ a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ☐ b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ☐ c 事業所の名称及び所在地
 - ☐ d 事業所の管理者の氏名
 - ☐ e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ☐ f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ☐ g （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ☐ h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先
- ⑧利用案内・パンフレット等(ホームページ等に記載しているマッチングサイトの情報等)
 - ☐ a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
 - ☐ b 事業所の名称及び所在地
 - ☐ c 事業を開始した年月日
 - ☐ d 保育提供可能時間
 - ☐ e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
 - ☐ f 利用定員
 - ☐ g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況
 - ☐ h 設置者の研修の受講状況
 - ☐ i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ☐ j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ☐ k 緊急時等における対応方法
 - ☐ l 非常災害対策
 - ☐ m 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ☐ n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
- ⑨保育安全計画
- ⑩その他必要な書類

上記の書類については、「認可外保育施設指導監督基準」に基づいて確認しております。

